

令和元年10月版 土木工事標準積算基準書（改定・訂正）

令和元年12月1日適用

種別・頁	改定・訂正前	改定・訂正後																																													
工事編その1 p38 第I編 総則 第2章 工事費の積算 3. 現場管理費	<p>(6) 「処分費等」の取扱い △: 処分費の諸経費対象に注意すること。</p> <table border="1" data-bbox="466 394 1265 483"> <tr> <td>施工単価コード</td> <td>SS003535</td> <td>処分費(t)</td> </tr> <tr> <td>施工単価コード</td> <td>SS005353</td> <td>処分費(m³)</td> </tr> <tr> <td>施工単価コード</td> <td>SS005656</td> <td>UCR処分費(m³)</td> </tr> </table> <p>「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 処分費（再資源化施設の入受費を含む） 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料 <table border="1" data-bbox="443 646 1265 1081"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。</p>	施工単価コード	SS003535	処分費(t)	施工単価コード	SS005353	処分費(m ³)	施工単価コード	SS005656	UCR処分費(m ³)	区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合	共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	<p style="color: red;">赤書き箇所：改定</p> <p>(6)-1 「処分費等」の取扱い △: 処分費の諸経費対象に注意すること。</p> <table border="1" data-bbox="1441 394 2240 483"> <tr> <td>施工単価コード</td> <td>SS003535</td> <td>処分費(t)</td> </tr> <tr> <td>施工単価コード</td> <td>SS005353</td> <td>処分費(m³)</td> </tr> <tr> <td>施工単価コード</td> <td>SS005656</td> <td>UCR処分費(m³)</td> </tr> </table> <p>「処分費等」とは、下記のものとし、「処分費等」を含む工事の積算は、当該処分費等を直接工事費に計上し、間接工事費等の積算は、表のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 処分費（再資源化施設の入受費を含む） 2) 上下水道料金 3) 有料道路利用料 <table border="1" data-bbox="1418 646 2240 1081"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千円以下の場合</th> <th>処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共通仮設費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>現場管理費</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> <tr> <td>一般管理費等</td> <td>処分費等は全額を率計算の対象とする。</td> <td>処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 上表の処分費等は、準備費に含まれる処分費を含む。 なお、準備費に含まれる処分費は伐開、除根等に伴うものである。 2. 上表により難しい場合は別途考慮するものとする。</p> <p>(6)-2 スクラップの積算 工事で発生する鋼材等のスクラップ費用は、工事価格から控除するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1441 1243 2240 1271"> <tr> <td>施工単価コード</td> <td>SS002929</td> <td>スクラップ</td> </tr> </table> <p>(注) 1. 上記コード(SS002929)は直接工事費に計上する。 2. 入力した単価は全経費の対象外となる。</p>	施工単価コード	SS003535	処分費(t)	施工単価コード	SS005353	処分費(m ³)	施工単価コード	SS005656	UCR処分費(m ³)	区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合	共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。	施工単価コード	SS002929	スクラップ
施工単価コード	SS003535	処分費(t)																																													
施工単価コード	SS005353	処分費(m ³)																																													
施工単価コード	SS005656	UCR処分費(m ³)																																													
区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合																																													
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																																													
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																																													
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																																													
施工単価コード	SS003535	処分費(t)																																													
施工単価コード	SS005353	処分費(m ³)																																													
施工単価コード	SS005656	UCR処分費(m ³)																																													
区分	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%以下でかつ処分費等が3千円以下の場合	処分費等が「共通仮設費対象額(P)」の3%を超える場合又は処分費等が3千円を超える場合																																													
共通仮設費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																																													
現場管理費	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																																													
一般管理費等	処分費等は全額を率計算の対象とする。	処分費等は「共通仮設費対象額(P)」の3%の金額を率計算の対象とし、3%を超える金額は率計算の対象としない。ただし、対象とする金額は3千円を上限とする。																																													
施工単価コード	SS002929	スクラップ																																													